

公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程

(目的)

第1条 この規程は、積立預金の積立方法及び取崩の手続き等を明らかにし、もって会務の健全かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。

(積立預金の範囲)

第2条 事業の支出に備えるために預金として積み立てられるもの（以下「積立預金」という。）は、次の範囲とする。

- (1) 財政調整積立預金
- (2) 会館施設設備整備積立預金
- (3) 医薬分業施設設備整備積立預金
- (4) 財政準備積立預金
- (5) その他理事会で承認を受けた積立預金

(積立預金の預入名称)

第3条 積立預金は、当該積立預金の事業目的に添った名称を付し、金融機関に預け入れなければならない。

(積立預金の積立方法)

第4条 財政調整積立預金、会館施設設備整備積立預金、医薬分業施設設備整備積立預金、財政準備積立預金及びその他理事会で承認を受けた積立預金の積立は、前事業年度の正味財産増減計算書における増額範囲内において予算に計上し、金融機関に預け入れるものとする。

(積立預金の取崩)

第5条 積立預金の取崩は、次の事由の発生により行うものとし、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない。

- 2 財政調整積立預金及び財政準備積立預金の取崩は、当期事業年度において、一時的に運転資金が不足する場合。
- 3 会館施設設備整備積立預金の取崩は、次の事由の発生により行うものとする。
 - (1) 広島県薬剤師会館の建物本体及び付属施設の改築、改修又は修繕
 - (2) 広島県薬剤師会館の主要設備の修繕又は更新
- 4 医薬分業施設設備整備積立預金の取崩は、その目的とする事業の遂行により取崩すものとする。

(預金の種類)

第6条 金融機関に預け入れるすべての積立預金は、元本確実に安全かつ有利な預金種類を選択しなければならない。

(受取利息の取扱)

第7条 積立預金の金融機関への預け入れで生じる受取利息等は、流動資産の預金の中に繰り入れるものとする。

(疑義解釈)

第8条 本規程に定めのない疑義が生じた場合は、常務理事会で協議の上、理事会に報告し

なければならない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、常務理事会で協議の上、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 平成28年3月27日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社団法人広島県薬剤師会積立預金規程及び保険薬局部会積立預金規程は、本規程制定に伴い、廃止する。